

# 特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1項 適用範囲

本特記仕様書は、県管理ダムダム管理委託（自家用発電設備）に適用するものとする。

### 第2項 業務概要

- ・ 委 託 名：県管理ダムダム管理委託（自家用発電設備）
- ・ 委託場所：西松浦郡有田町他
- ・ 委託内容：自家用発電設備保守点検業務 一式

### 第3項 業務目的

管理ダム（13 ダム）、受信局（2 局）に設置している計 15 基の非常用発電設備について、停電時に支障なく非常用発電設備に自動で切り替わり、確実かつ安定した電源を確保することで円滑なダム管理の確保を目的として実施するものとする。

### 第4項 履行期間

本委託業務の履行期間は、契約日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。

うち作業期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日

うち変更・検査期間 令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日

### 第5項 適用基準

本業務は、本特記仕様書及び以下の関係基準等を遵守のうえ、業務を実施するものとする。

- ・ 電気通信施設点検基準（案）
- ・ 日本工業規格
- ・ その他関係基準等

## 第2章 業務内容

### 第1項 業務内容

#### (1) 定期点検

機器の精密点検を 1 回/年実施するものとする。

(2) 臨時点検

契約期間内において、異常動作等の不具合について連絡があった場合は、まず電話等での指示・助言により対応し、それにより解決しない場合は監督員と事前協議を行ったうえで現地に赴き、動作確認・調整・その他機器の点検を行い、整備復旧に努めるものとする。

(3) 保守業務

本特記仕様書に基づく保守にあたり部品交換の必要が生じた場合は、監督員の承諾を得て交換を行うものとする。交換部品は県の負担とする。

ただし、次の部品類及び消耗資材及びその取替は本契約に含むものとする。

(ア) パイロットランプ及びヒューズ

(イ) 抵抗及びコンデンサー類

(ウ) ビスナット及びワッシャー類

(エ) その他軽微な部品類

(オ) ウェス、ミシン油等消耗品類

第2項 対象箇所及び機器仕様

| 施 設 名    | 施 工 場 所    | 機器仕様                   |
|----------|------------|------------------------|
| 伊岐佐ダム    | 唐津市相知町伊岐佐  | 3φ3 60Hz 105KVA (REH)  |
| 平木場ダム    | 唐津市神田      | PX-65ESR (BB) 60KVA    |
| 都川内ダム    | 伊万里市大坪町    | PX-82MSR 75KVA         |
| 有田ダム     | 西松浦郡有田町白川  | PX-150MSR 125KVA (REH) |
| 竜門ダム     | 西松浦郡有田町広瀬山 | TX-115ESR 105KVA (REH) |
| 本部ダム     | 武雄市若木町本部   | PX-115ESR 75KVA (REH)  |
| 矢筈ダム     | 武雄市西川登町神六  | 3φ3 60Hz 45KVA         |
| 狩立・日ノ峯ダム | 武雄市山内町宮野   | PX-115ESR (B) 75KVA    |
| 岩屋川内ダム   | 嬉野市嬉野町岩屋川内 | PX-65MSR 60KVA         |
| 横竹ダム     | 嬉野市嬉野町吉田   | PX-125MSR 125KVA       |
| 中木庭ダム    | 鹿島市山浦      | PX-82MSR 75KVA         |
| 深浦ダム     | 杵島郡白石町深浦   | PX-35DSR 34KVA         |
| 井手口川ダム   | 伊万里市大川町東田代 | PX-65MSR 60KVA         |
| 唐津受信局    | 唐津市二タ子     | SL-210MSR (BB) 10KVA   |
| 武雄受信局    | 武雄市武雄町昭和   | PX-25DSR 20KVA         |
|          |            |                        |
|          |            |                        |

※REH：制御弁式蓄電池

### 第3項 点検実施時の留意事項

- (1) 作業中請負者の過失により既設備に損傷を与えた場合は、請負者の負担により速やかに復旧するものとする。ただし、不可抗力による場合は、この限りではないものとする。
- (2) 当該装置は、業務上、常時使用しているため、障害や保守点検業務に際して装置を停止させる場合は、監督員と協議し、支障時間を最小限に抑えるとともに、停止期間を事前に報告するものとする。
- (3) 日常管理において確認や注意すべき点については、日常点検マニュアル等を作成し、ダム管理所職員を指導・補助するものとする。
- (4) 点検箇所について参考となる図面・機器の写真（点検状況写真）を保守点検業務報告書に纏めるものとする。

### 第4項 点検報告書の作成及び提出

点検業務の終了後は速やかに結果報告書を作成し、ダム管理事務所管理・情報担当及びダム管理所へ提出するものとする。

また、点検結果を別途示す長寿命化策定資料の健全度評価に反映させるものとする。

なお、点検時に発覚した修理必要箇所については、修理箇所の状況説明、状況写真、修理に必要な費用（見積書）を作成し、対応策の提案をするものとする。

### 第5項 異常発生時の対応

無線設備の保守点検時に、機能異常を覚知した場合は、機器の調整等の軽微なものは本業務の契約の範囲内とするが、本業務の契約に含まれない部品の交換等により、別途修理費用が発生する可能性がある場合は、必ず作業実施前に監督員へ連絡し、対応について協議するものとする。

### 第6項 緊急時の連絡先

日常の目視等により、無線設備の異常を覚知した場合は、状況確認や調査等を依頼する場合があるため、常時連絡可能な体制を構築するとともに、契約締結後、業務計画書とともに監督員へ担当者名および連絡先を報告するものとする。

## 第3章 一般事項

### 第1項 作業の日程調整

ダム管理所員は、多様な業務を実施しており、ダム管理所に不在となる時間帯が多いため、作業の予定日が決まったら、直接、ダム管理所へ連絡し、作業日の日程調整を行うものとする。

## 第2項 再委託の禁止

委託者は契約した業務の全部または一部を他のものに再委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではないものとする。

## 第3項 貸与資料

本業務を遂行するにあたって必要となる資料については貸与するものとする。貸与した資料の取扱いについては、十分留意し、業務完了後は遅滞なく返却するものとする。

## 第4項 機密の保持

本特記仕様書及び業務に関するすべての事項について、機密を厳守し、発注者の許可無しに、他に漏らしたり、転用してはならないものとする。

## 第5項 疑義

受託者は、疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。また、協議内容は業務打合せ簿にて提出するものとする。

## 第6項 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

## 第7項 合同現地踏査

受注者が合同現地踏査を希望する場合は、監督員と協議のうえ、実施の有無を決定すること。合同現地踏査において確認した事項については、受注者は打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。なお、受注者は、確認した事項を成果品に反映させること。

## 第8項 三者調整会

当該業務成果を基に設計した工事において、「三者調整会実施要領」による三者調整会を設置する場合は、受注者は三者調整会実施要領に基づき参加すること。

## 第9項 情報共有システムの利用

受注者が情報共有システムの利用を希望する場合は、「情報共有システム運用ガイドライン」を準用し、利用することができる。利用を希望する場合は、システム等について発注者と協議すること。

## 第10項 遠隔臨場の実施

受注者が遠隔臨場の実施を希望する場合は、「業務における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に基づき実施すること。